

ごあいさつ

1月17日に召集された第208回通常国会は、令和4年度当初予算案が成立し、個別の法案審議が行われています。予算案審議で私たち国民民主党は、衆参両院ともに野党としては異例の賛成票を投じました。その理由は、現在の不安な国際情勢そして原燃料高に端を発した物価上昇等、今国民の皆様が向き合っている課題を解決するため、まずはトリガー条項の凍結解除を行い燃料価格を引き下げ、家計の負担を少しでも軽減する、こうした思いからです。

後半国会でも、引き続きトリガー条項の凍結解除に向けた協議を進める他、追加経済対策等の実現に取り組み、皆様の生活を少しでも改善するための努力を引き続き進めてまいります。変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



参議院議員
川合孝典

参議院予算委員会

3月2日

予算委員会(集中審議)において、ウクライナ情勢をはじめ現下の情勢の課題を提起し、岸田総理大臣の認識を質しました。

○ウクライナ情勢について

2月28日に国民民主党会派の上田清司議員がウクライナへお見舞いと激励のため、駐日ウクライナ大使を訪問した際に、大使は、ロシアのウクライナ侵攻の予兆が早い時期から見られていたことから、林外務大臣との面会を1カ月前から希望しているにも拘わらず未だに実現されていない、との話がされたこと



とを指摘。また大使は、在日ウクライナ人の家族を日本に避難させたいと望んでいることを伝え、速やかに対応するよう要請しました。

※委員会終了後、同日夕刻に林外務大臣とウクライナ駐日大使の面会が実現。

※岸田総理は委員会終了後、同日夕刻の記者会見で、在日ウクライナの方々の家族及び第三国に避難したウクライナの方々の日本への受け入れを発表。

○トリガー条項の凍結解除を求める理由について

政府がガソリン等に行っている補助金の政策効果は、価格上昇の抑制効果はあるが、国民の皆様はガソリンが安くなったとは思わない。また昨年のCOP26の成果文書では石油燃料に対する非効率な補助金の段階的廃止に向けて努力することが盛り込まれていることを指摘。

その上で国民民主党が提案している通り、国民、企業ともに燃料価格が目に見える形で安く買えるように

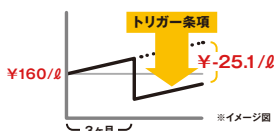
うトリガー条項凍結解除をした上で、今後さらにガソリン価格が上昇する可能性が高いことから、その時に追加で補助金を投入することが、政策効果の高い燃油価格抑制策であることを訴えました。



国民民主党緊急追加公約

ガソリン価格の高騰を抑える トリガー条項の凍結解除

トリガー条項(租税特別措置法第八十九条)とは、ガソリン価格が3ヶ月連続で¥160/ℓを超えた場合に、上乗せされている特例税率を停止しガソリン価格を¥25.1/ℓ引き下げる措置です。このトリガー条項は東日本大震災の復興財源確保を名目に2011年に凍結されていました。



国民民主党は、日本経済の回復とクルマ依存度の高い地方の生活を守るため、**トリガー条項の凍結を解除します。**

○ワクチン接種の進捗について

副反応を恐れて3回目の接種を忌避する動きが大きくなっていることにに対し、政府として、3回目のワクチン接種を行うことのリスクとメリットを明確に国民の皆様を示すよう要請。



また、厚生労働省のホームページに掲載されている「新型コロナウイルスQ&A」では、アメリカ疾病予防管理センター(CDC)の知見に基づき「新型コロナウイルスに感染した方は90日間、間隔を空けて接種をすることを推奨」とされていました。しかしCDCの論文を確認したところ、間隔を空ける必要はないと記載されていることを指摘しました。

※この指摘を受けて厚生労働省は「新型コロナウイルスQ&A」を修正しています。

○「収入の壁」の問題について

社会保険料の扶養認定ではないものの「130万円の壁」があります。この制度が始まった1993年当時の最低賃金の全国加重平均は583円。また、所得税の配偶者控除の「103万円の壁」が1995年に始まりましたが、その当時の最低賃金の全国加重平均は611円でした。昨年の最低賃金は930円、扶養控除等の壁という制度ができたときと今の最低賃金を比較すると、1.5倍、1.6倍となっています。時給が上がることは喜ばしいことですがその一方、時給が上がると103万円、130万円の金額にいつも簡単に到達してしまうこと

	最低賃金の推移 (全国加重平均)
A 1993年 扶養認定 130万円始まる	583円
B 1995年 所得税配偶者控除 103万円始まる	611円
C 2021年	930円
C/A又はC/B	1.5倍～1.6倍
社会保険料の年間負担	約30万円UP



から控除の範囲内で働こうとすると就業時間を短くしなければなりません。その結果、パート・アルバイトの方の年収は130万円のやや下で推移しており、この状況が日本人の賃金が上がらない一つの大きな理由と考えます。この「壁」の存在の見直し、日本人の賃金を引き上げて行く上で不可欠であることを指摘し、控除型の税制の在り方を見直す必要性について訴えました。

3月11日

予算委員会(般質疑)において田村まみ議員の質疑の中で関連質疑を行い、カスタマーハラスメント対策に特化した法整備の必要性について問題提起しました。

○カスタマーハラスメント対策を

推進するための法整備について

消費者庁が作成した「相談困難者への相談対応標準マニュアル」は、相談対応者(従業員側)に対応方法を示したものであり、相談困難者(クレイマー)の行動変容を促す効果がないことを指摘。

その上で、コロナ禍が長引くなかカスタマーハラスメント被害がより深刻化する現状に鑑み、職場実態を踏まえた実効性の高いカスタマーハラスメント対策を推進するため法整備の必要性について提起しました。



連絡先

事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1223号室
TEL:03-6550-1223 FAX:03-6551-1223
E-mail:takanori_kawai@sangiin.go.jp

かわいたかのり事務所 SNS QRコード

Facebook



Instagram



Twitter



YouTube



ホームページ

